

2 当店は、前項各号の場合において、指図を待ついとまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(危険品等の処分) 第三十一条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取扱し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを作りたときは、同じくも同様とします。

2 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第七節 運賃、料金等

(運賃、料金等)

第三十二条 運賃、料金等（燃料サーチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。

4 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃、料金等の收受方法) 第三十三条 当店は、貨物を受け取るときまで、荷送人から運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認めることができます。

4 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

(待機時間料) 第三十四条 当店は、車両が貨物の発送地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が第六十二条の貨物の積込み若しくは取扱し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

(延滞料) 第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十（延滞料）セントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

(運賃請求権) 第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当生じた貨物を引受けた集貨予定期の前々日までに、荷送人又は荷受人の責により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を（中止手数料）支払を請求することができます。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

(事故等と運賃、料金等) 第三十七条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を（中止手数料）支払を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部（運賃引受書に記載した集貨予定期の三十ペーセント以内）に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の五十ペーセント以内) 第三十八条 当店は、運送引受書に記載した運賃、料金等の五十ペーセント以内に応じて、当該運送引受書に記載した集貨予定期の前々日までに中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の五十ペーセント以内) 第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(運賃請求権) 第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について責任を負いません。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者的責任を負いません。

(高価品に対する特則) 第四十二条 当店は、次的事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害について、損害賠償の責任を負いません。

2 前項の場合は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(責任の特別消滅理由) 第四十三条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないもののについて、運送申込書の記載又は荷送人の申告等の責任を負いません。

2 前項の場合は、荷送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(荷送人の申告等の責任) 第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害について、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

2 前項の場合は、荷送人が当該通知を受けたときは、荷送人の故意又は過失によるものではありません。

2 前項の規定は、貨物の引渡しの当时、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知つていたときは、適用しません。

3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷送人の規定は、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた場合は、荷送人への貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してもその通知を発したときは、この限りではありません。

2 前項の場合は、荷送人が荷送人の故意又は過失によるものではありません。

第八節 責任

(責任の始期)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任の終期)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の支払を請求することができます。

2 前項の場合は、荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(荷送引受書に記載した集貨予定期の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません)

(責任と拳証)

第三十九条 当店は、運送の中止の